

肥育牛飼料等購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 飼料等の価格上昇による畜産経営への影響を緩和するため、肥育に必要となる飼料等購入費の一部を予算の範囲内で補助するもの。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、町内の農場において肥育牛経営を行っており、今後も継続する見込みの者とする。

(補助額)

第3条 肥育牛1頭あたり10,000円とする。

2 肥育頭数は令和7年4月1日から令和7年12月31日までのうち肥育した頭数が最も多い期間の数とする。

(補助金の交付申請)

第4条 本補助金の交付を希望する者（以下「申請者」という。）は肥育牛飼料等購入費補助金交付申請書（第1号様式）を令和8年3月2日までに町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定等)

第5条 町長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めるときは、申請者に対し、肥育牛飼料等購入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(補助金の交付)

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第7条 町長は、補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が、補助金の交付申請及び実績報告等に虚偽の内容の記載等、不正な行為があったと認められる場合、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

(暴力団の排除)

第8条 葉山町暴力団排除条例（平成24年葉山町条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等（以下「排除対象者」という。）が行う事業等に対しては、補助金を交

付しないものとする。

2 町長は、補助金の交付を受けようとする者及びその組合員が排除対象者に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して照会を行うことができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月16日から施行する。